

平成30年度いい歯の日キャンペーン等事業仕様書

平成30年6月22日
宮崎県健康増進課

1 業務の目的

8020運動の一環として日本歯科医師会が設定している「いい歯の日」（11月8日）を含む期間に、県民に対して歯と口の健康づくりの積極的な普及啓発を図り、特に定期的な歯科健診受診勧奨および妊婦の定期歯科健診受診勧奨等、在宅歯科医療に係る情報提供を広く行うことを目的として、平成25年度から実施している。

2 委託期間

契約日から平成31年3月31日まで

3 委託業務の内容

県民に対する定期歯科健診受診の啓発や妊婦歯科健診受診勧奨等、事業所における歯科健診の勧奨、むし歯予防の啓発及び在宅歯科医療の啓発を行う。

(1) いい歯の日キャンペーンイベントの企画・運営：1,448千円

目的：80歳で20本以上自分の歯を保つため、歯の喪失を防ぐ効果がある定期的な歯科健診受診の啓発及びセルフケアの動機づけをし、個人の行動変容に働きかける。

(参考) 宮崎県定期歯科健診受診率21.5%(H28)、全国52.9%(H28)

対象：県民（特に20歳～40歳代）

日時：平成30年11月8日（木）午前10時～午後6時（予定）

場所：イオン宮崎、イオン都城、イオン日向、イオン延岡（予定）

内容：来店者の歯と口の健康に対する興味を喚起するとともに、使用会場の特性を活かした啓発イベントの企画

- ・イベント（11/8）の開催：3カ所以上
- ・イベントでのチラシやノベルティの配布
ノベルティ：災害時の口腔ケアセットの配布
（液体歯磨き剤、歯ブラシ、口腔用ウェットティッシュ、ガム等）
- ・歯ッピーひむか号（災害歯科診療車）の展示（予定）
- ・災害時の口腔ケア、医科歯科連携についてのパネルの作成（各1枚）
- ・チラシ A4サイズ両面（両面フルカラー）最低3000枚

※SNS、フリーペーパー、情報番組、ニュース特集等、パブリシティを活用した提案も併せて行うこと。

(2) 定期歯科健診受診普及啓発：485千円

目的：80歳で20本以上自分の歯を保つため、歯の喪失を防ぐ効果がある定期的な歯科健診

受診の啓発をする。また、乳幼児期、学齢期、成人期（妊婦も含む）及び高齢期におけるライフステージに応じた歯と口の健康づくりについて県民に広く啓発を行う。

対 象：すべての県民

内 容：・SNS、メディア等を活用し、より対象に周知を期待できるもの

・定期歯科健診受診勧奨ポスター

A3サイズ（フルカラー）最低500枚

・各ライフステージにおけるリーフレット作成

A4サイズ両面（両面フルカラー）最低3000枚

※SNS、フリーペーパー、情報番組、ニュース特集等、パブリシティを活用した提案も併せて行うこと。

（3）事業所における定期歯科健診の勧奨：300千円

目 的：8020運動の前段階の目標として、60歳で24本以上自分の歯を保つことを目標に、定期的な歯科健診の啓発を行っているが、事業所での定期歯科健診受診率が低いため、健診を行う受皿として定期歯科健診を実施する事業所を増加させ、県民が定期歯科健診を受診できる機会を増やす。また、健康経営の一環として、事業所が定期歯科健診を実施するメリット（通院による労働損失や歯痛による作業効率の低下を防ぐこと、医療費抑制効果があることなどの費用対効果）などを周知する。

（参考）県内事業所歯科健診実施率：2.64%（平成25年度）

対 象：主に県内の事業所

内 容：・事業所向けの研修会の実施：1回以上

・健康経営について先進事例紹介、定期歯科健診を実施するメリット（通院による労働損失や歯痛による作業効率の低下を防ぐこと、医療費抑制効果があることなどの費用対効果）などの周知を行う。

※SNS、フリーペーパー、情報番組、ニュース特集等、パブリシティを活用した提案も併せて行うこと。

（4）むし歯予防の啓発：546千円

目 的：フッ化物洗口は、WHO（世界保健機関）、厚生労働省など多くの保健関連の専門機関等において、安全で効果的なむし歯予防法として推奨されていることから、県民に対し、フッ化物の応用について正しい情報を広く周知することを目的とする。

とくに乳歯から永久歯に生えかわる就学前から中学校卒業までが最もむし歯になりやすく、この時期は予防が大切となる。

対 象：県民（特に4歳から中学校卒業まで）

内 容：・SNS、メディア等を活用し、より対象に周知を期待できるもの

・むし歯予防に関する情報を掲載したDVDの作成と配布

※SNS、フリーペーパー、情報番組、ニュース特集等、パブリシティを活用した提案も併せて行うこと。

(5) 在宅歯科医療の啓発：2,000千円

目的：在宅要介護者の歯科医療及び口腔ケアは、歯科疾患だけではなく発熱や誤嚥性肺炎予防などにもつながることから、在宅ケアや医療に関わる医療従事者及び県民に対し、在宅歯科医療や口腔ケアについて普及啓発を行う。

対象：高齢者や障がい児者など通院が困難な人及び介護している人

内容：・SNS、メディア等を活用し、より対象に周知を期待できるもの

- ・在宅歯科医療や口腔ケアなどの知識やその重要性について効果的な啓発を行う。
- ・ポスター A3サイズ（フルカラー） 最低500枚
- ・チラシ A4サイズ両面（両面フルカラー） 最低3000枚

※SNS、フリーペーパー、情報番組、ニュース特集等、パブリシティを活用した提案も併せて行うこと。

4 その他

(1) 成果物についての権利は県に帰属するものとし、電子データは、県へ提出すること。

(2) 制作、実施に当たっては、県と十分に連絡を取りながら行うこと。

(3) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定する。

<参考>

※歯ッピーひむか号とは、歯科用診療台やポータブルのレントゲンなどが搭載された車で、無歯科医地区の巡回診療、歯と口の健康づくりの普及啓発、在宅歯科医療、障がい児者等入所施設への健診、災害時等に活用されます。

※昨年のイベントでは、啓発グッズの配布とフッ化物洗口体験、歯と口に関するクイズ大会、パネル展示などを実施した。